

山梨県立育精福祉センター日中一時支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 山梨県が設置する山梨県立育精福祉センター（以下「施設」という。）において実施する日中一時支援サービスの適切な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び保護者の意思及び人格を尊重し、利用者及び保護者の立場に立った適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 日中一時支援サービスは、居宅において障害児の養育を行う者の疾病その他の理由により、家庭以外に日中生活の場を必要とする障害児に対し、その障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な日中における活動の場を提供するものとする。
- 2 日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山梨県立育精福祉センター
(2) 所在地 南アルプス市有野3303-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害福祉サービスの実施に関し、職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 2人(常勤職員)
- (3) 職員
支援員 32人(常勤職員32人)
看護師 2人(常勤職員2人)
職員は、日中一時支援の提供にあたる。(1名は日中一時支援の専属とする。)
- (4) 事務職員 1人(常勤職員)
必要な事務処理を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 施設の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 12月31日から1月1日、3月31日から4月1日までを除く毎日。
- (2) 提供時間 児童1寮は午前7時30分から午後8時までとする。
児童2寮は午前8時30分から午後8時までとする。

(事業の主たる対象とする障害児の障害の種類)

第6条 施設において、事業の主たる対象とする障害児の障害は知的障害とする。

(日中一時支援サービスの定員)

第7条 日中一時支援サービスの定員は、短期入所利用と合算して10人(併設7・空床3)とする。

(日中一時支援の内容)

第8条 日中一時支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び支援、日常生活上の支援
- (2) 健康管理
- (3) その他利用者の支援に関すること

(保護者等から受領する費用の額)

第9条 日中一時支援を行った際には、保護者等から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食材料費
 - (2) 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用
- 2 施設は、前項に定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及び保護者等に対し日中支援サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を受けなければならない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 施設の利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償してもらうこともある。
- (2) 個人の持ち物は、利用者の責任において管理をする。ただし自己管理ができない利用者は、職員が管理を行うものとする。
- (3) その他「重要事項説明書」に明記をするものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、日中一時支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、保護者及び管理者へ連絡する。

(虐待防止のための措置)

第12条 施設は、日中一時支援の提供に当たっては、利用者の人権擁護のために職員に対する人権意識、知識や技術の向上を行い、利用者に対する虐待を未然に防止する取り組みを行う。

(苦情解決)

第13条 施設は、苦情処理窓口を設けて、利用者及び保護者からの意見を聞き適正な運営に反映させるものとする。

(非常災害対策)

第14条 施設は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 施設は、非常災害に備えるために、月1回避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持等)

第15条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であったものにも、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員に徹底するものとする。

3 施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害児又は支給決定保護者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又は支給決定保護者及びその家族の同意を得るものとする。

(記録の整備)

第16条 施設は、職員、設備、備品及び、会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、日中一時支援サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 施設は、利用者に対して適切な日中一時支援を提供するため、職員の勤務体制を整備するとともに、職員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年3回以上

(補則)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。